

警察署優良運転者講習業務仕様書

島根県警察本部

(運転免許課)

警察署優良運転者講習業務仕様書

1 委託業務の名称

警察署優良運転者講習業務

2 委託業務の履行場所及び履行日

別表のとおり

3 委託業務の配置人員

- (1) 各履行場所に1名配置すること。
- (2) 運転免許窓口業務に従事する職員が兼務できるものとする。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委託業務実施方法

- (1) 受託者は委託業務を別紙1「警察署優良運転者講習実施要領」(以下「実施要領」という。)により実施するものとする。
- (2) 実施要領に定めのない事項については、委託者の指示を受けるものとする。

6 業務管理体制

(1) 管理責任者

受託者は、業務の管理、講習に従事する職員(以下「職員」という。)の指導監督にあたる管理責任者を1名置くものとする。

(2) 職員の解任等

ア 受託者は、職員が免許の取消し又はその効力の停止などの処分を受けたとき、その他の職員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任又は必要な期間その者の業務を停止するものとする。

イ アの措置をとったときは、すみやかに委託者に報告しなければならない。

7 施設等の使用

- (1) 受託者は委託業務に必要と認めた施設、資機材その他の備品を無償で使用することができるものとする。

- (2) 受託者は善良な使用者としての注意義務をもってこれらを適正に使用しなければならない。

8 教材等

- (1) 講習で使用する教本等については委託者が提供するものとする。
- (2) 受託者は提供を受けた教本等について適正に保管管理しなければならない。

9 個人情報の保護

- (1) 委託業務における個人情報については、別紙2「個人情報取扱特記事項」を厳守すること。
- (2) 受託者は、個人情報を適切に管理するため規程を整備し、規程内容及び委託職員への周知状況を島根県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に報告しなければならない。

10 職員の不在時等の取扱い

(1) 平田広域交番及び浦郷警察署

委託業務履行場所のうち、平田広域交番及び浦郷警察署については、職員の業務を要さない日を年間20日間とする。

(2) 上記以外の警察署、広域交番

職員の休暇等による不在により、業務に支障を及ぼす場合は、受託者の代替職員を派遣して業務を履行すること。

11 管理責任者承認申請書等の提出

受託者は、受託後速やかに別紙3「管理責任者承認申請書」により管理責任者及び別紙4「従事職員承認申請書」により従事させる職員を、それぞれ公安委員会に提出し、承認を受けなければならない。

12 暴力団排除措置について

受託者は、島根県暴力団排除条例（島根県条例第49号）、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年6月30日島根県告示第454号）の内容及び趣旨を十分に理解し、業務を行うものとする。

別紙1（5関係）

警察署優良運転者講習実施要領

1 趣旨

この要領は、道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する免許証の更新を受けようとする者に対する公安委員会が行う講習で、警察署及び広域交番（以下「警察署等」という。）を会場として行う道路交通法第95条の6第1項の表の備考一の口に定める優良運転者（以下「優良運転者」という。）に対する講習（以下「優良運転者講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 講習の対象者

優良運転者講習の対象者は、優良運転者で警察署等の更新窓口で運転免許の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者で運転免許試験の一部免除を受けようとする者とする。ただし、道路交通法施行令第37条の6に規定する講習を受ける必要のない者を除く。

3 職員の資格要件

- (1) 講習における指導に用いる自動車等を運転できる免許（仮免許を除く。）を現に受けていること。
- (2) 優良運転者講習業務を実施するための基本的な適格性を有すると認められる者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導（道路交通法（以下「法」という。）第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車の運転に関し、刑法第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

4 職員の承認

職員は講習に従事するまでに、「優良運転者講習指導員教養の科目及び時間の基準」（別表第1）に定める教養を受け、講習指導員承認申請書（様式第1号）により講習指導員としての島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の承認を受けるものとする。

5 講習実施要領

(1) 実施時間及び実施場所

優良運転者講習の講習時間は30分とし、実施場所は、警察署等の施設とする。

(2) 方式等

優良運転者講習は、定時集合方式（おおむね午前4回、午後4回）により実施する

ものとする。

(3) 実施基準

優良運転者講習は、「優良運転者講習の講習科目、時間割に関する細目」(別表第2)に基づいて行うものとする。

(4) 実施方法

優良運転者講習は、交通事故の実態に即して重点を選定とともに、教本及びビデオ等の視聴覚教材を効果的に活用して効果の上がるように行うものとする。

6 事務手続

(1) 申請書の受理

優良運転者講習の受講申請は、更新時講習受講申請書(道路交通法施行規則第29条別記様式第18号)により受理するものとする。ただし、特定失効者及び特定取消処分者の場合は、更新時講習受講申請書(様式第2号)による。

(2) 講習受講済証の交付

優良運転者講習受講済証の交付は、原則として更新後の新しい免許証の交付をもって代えることとする。ただし、特定失効者及び特定取消処分者については受講済確認書(様式第3号)を交付する。

なお、住所地以外の講習場所で受講した更新者又は免許証交付指定日以前に受講した更新者には、更新時講習受講済証(様式第4号)を交付するものとする。

(3) 報告

講習を実施した場合は、当月実施分を翌月20日までに(3月分は3月31日までに)、運転免許窓口業務処理要領に定める「運転免許窓口等業務委託取扱状況報告書」(別記様式)により公安委員会に報告するものとする。

別表第1（4関係）

優良講習指導員新任教養の科目及び時間の基準

区分	教養科目	教養細目	教 養 内 容	教養時間
一般教養	1受講者の接遇要領	(1) 指導員のマナー (2) 話し方	言語、態度、服装等指導員としての基本的マナーと応接テクニック及び話法技術を説明し、身につけさせる。	15分
	2講習事務の概要	(1) 規程の説明 (2) 事務処理要領の説明	講習に関する根拠規定を説明し、講習業務を理解させる。 実施要領を説明し、講習事務の流れを理解させる。	15分
基礎教養	1交通事故勢	(1) 交通事故の現状と特徴 (2) 交通事故防止対策	最近の交通事故の傾向と特徴及び子供、高齢者、初心運転者及び二輪車の交通事故防止対策についての要点を説明し、理解させる。	30分
	2交通関係法令	(1) 道路交通法等 (2) 損害賠償と保険制度	講習業務に必要な交通関係法令の知識をはじめ運転免許と点数制度及び損害賠償と保険制度の仕組みについて説明し理解させる。	15分
教養	3教本	(1) 優良講習用教本 (2) 地方版テキスト	交通の方法に関する教則の内容及び最近の道路交通法改正事項等について理解させる。 最近の安全装備の内容や、使用方法などについて理解させるとともに、その他の安全知識等について理解を深めさせる。 県内における道路交通の現状と交通事故の実態、車が故障した場合の連絡先等のほか、各種免許関係手続等について理解させる。	30分
	4講習教案等の作成	カリキュラムと講習資料の収集	カリキュラムに準拠した教案の作成及び講習資料の収集とその活用方法について説明し、実際に教案を作成させ、その要領を身につけさせる。	60分
実務教養	5運転適性検査技法	運転適性診断	適性診断の目的、活用方法などについて説明し、自らの診断をさせて結果を体得させる。 (個別安全指導要領等の習得を含む。)	60分
	6質疑応答等	意見交換等	終了時に質疑・応答形式で意見交換や問題点を確認し、追指導等により教養結果の確認を行う。	15分
				合計 240分

別表第2（5関係）

優良運転者講習の講習科目、時間割に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
	開講 (1)講師の自己紹介 (2)受講者の確認 (3)講習概要及び日程説明 (4)受講者の心得の説明					
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1)地域における車社会の実態 (2)交通事故の特徴	講 義	○島根県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為について重点的に説明する。 ○地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因などについて、事故事例と併せて説明する。	10分		
2 運転者の心構えと義務	(1)無事故無違反の奨励 (2)運転者の義務等	視聴覚教材等	○今後における無事故無違反、安全運転を奨励する。 ○シートベルト、ヘルメットの着用義務と効果について説明する。 ○交通事故を起こしたときの警察官に対する報告、事故の再発防止の義務及び救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分		
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識	○受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。				10分
講習時間合計				30分		

様式第1号（4関係）

年　月　日

島根県公安委員会 殿

受 託 者

講習指導員承認申請書

下記の者を講習に従事させたいので、承認されるよう申請します。

氏 名 生年月日（歳）	
住 所	
運転免許の種別 取 得 年 月 日	
経歴の概要 (履歴書添付)	
従 事 場 所	

別表（2関係）

警察署優良運転者講習業務の履行場所、履行日

	業務履行場所	業務履行日	備 考
1	安来警察署	月～金曜日	
2	雲南警察署		
3	雲南警察署 三成広域交番	毎週火曜日	
4	雲南警察署 掛合広域交番	第1・3木曜日	
5	出雲警察署	月～金曜日	
6	出雲警察署 平田広域交番	毎週火曜日	
7	出雲警察署 大社広域交番	毎週水曜日	
8	大田警察署	月～金曜日	
9	大田警察署 温泉津広域交番	第1・3木曜日	
10	川本警察署	月～金曜日	
11	江津警察署	月・火・木・金曜日	
12	益田警察署	月～金曜日	
13	津和野警察署		
14	隠岐の島警察署		
15	浦郷警察署	月・木・金曜日	
16	知夫村役場	第3火曜日	国民の祝日にに関する法律に規定する休日及び年末年始の閉庁日となる場合は業務を要しない（知夫役場及び隠岐総合開発センターを除く）
17	隠岐開発総合センター	第3水曜日	

※ 業務履行日が、国民の祝日にに関する法律に規定する休日及び年末年始の閉庁日となる場合は業務を要しない（知夫役場及び隠岐総合開発センターを除く）

更新時講習受講申請書

年 月 日

島根県公安委員会 殿

氏名	
講習区分	<input type="checkbox"/> 優良運転者 (500円) <input type="checkbox"/> 一般運転者 (800円) <input type="checkbox"/> 違反運転者 (1,400円) <input type="checkbox"/> 初回更新者 (1,400円) <input type="checkbox"/> オンライン講習 (優良講習・一般講習) (200円)
講習手数料	

様式第3号(6関係)

受 講 済 確 認 書

受講日	
-----	--

氏名	
----	--

講習区分

優良講習		一般講習		違反講習		初回講習	
------	--	------	--	------	--	------	--

様式第3号（7関係）

更新時講習受講済証	
氏名	
あなたは、令和 年 月 日 島根県公安委員会の 更新時講習（優良・一般・違反・初回）を受講したことを証します	
講師名	印
注意：この受講済証の再交付は致しません。紛失しないよう ご注意ください。	